

議 決 事 項

公告第 5 号

諸規則等の制定及び一部改正並びに廃止

宮城県国民健康保険団体連合会事務局新国保制度対策室設置規程を廃止する規程

宮城県国民健康保険団体連合会事務局新国保制度対策室設置規程（平成 27 年規程第 6 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会事務局新国保制度対策室の設置に伴う関係規則の準用に関する規則を廃止する規則

宮城県国民健康保険団体連合会事務局新国保制度対策室の設置に伴う関係規則の準用に関する規則（平成 27 年規則第 22 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

宮城県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険診療報酬審査委員会規則（平成 26 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（審査委員の担当）

第 11 条の 2 審査委員会の審査委員の担当については、自ら開設している又は診療等に従事している保険医療機関又は保険薬局を除き、かつ、一定期間ごとに改めるものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会理事会の議事録公開について

宮城県国民健康保険団体連合会理事会の議事録公開について、次のとおりとする。

宮城県国民健康保険団体連合会理事会議事録の公開に向け、理事会議事録の公表要綱を制定し、次回開催する理事会の議事録から公開する。

公告第6号

宮城県国民健康保険団体連合会業務継続計画について

宮城県国民健康保険団体連合会業務継続計画について、「報告第2号別冊」のとおり策定した。

[\(報告第2号別冊のとおり\)](#)

公告第7号

宮城県国民健康保険団体連合会総会の議事録公開について

宮城県国民健康保険団体連合会総会の議事録公開について、次のとおりとする。

宮城県国民健康保険団体連合会総会議事録の公開に向け、総会議事録の公表要綱を制定し、次回開催する総会の議事録から公開する。

公告第8号

平成30年度各種会計歳入歳出補正予算

平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）

歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

110, 101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成30年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,800千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743,123千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成30年度診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成30年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ546,000千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171,582,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成30年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成30年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301,600千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,159,072千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成30年度介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成30年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,809,390千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成30年度宮城県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ534,917千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

公告第9号

平成31年度事業計画

宮城県国民健康保険団体連合会「平成31年度事業計画」を、次のとおり定める。

[\(平成31年度事業計画のとおり\)](#)

平成 3 1 年度宮城県国民健康保険団体連合会会員負担金及び各種審査支払手数料等

平成 3 1 年度における一般負担金、各種審査支払手数料等の額は、次に定めるところによる。

I 一般負担金

- 1 会員割 1 保険者 5 0, 0 0 0 円
- 2 被保険者割

(一般負担金総額 (199, 612, 000 円) - 会員割総額 (1, 950, 000 円))

$$\times \frac{\text{平成 2 9 年度各保険者年間平均被保険者数}}{\text{平成 2 9 年度年間平均被保険者数 (531, 560 人)}}$$

II 直診負担金

区 分	賦課基準	単 価
1 施設割	病 院	2 0, 0 0 0 円
	診療所	7, 0 0 0 円
2 病床割	1 床当たり	3 0 0 円

III 医療保険に関する手数料等

1 診療報酬等審査支払手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 国保審査支払手数料	県内分 1 件当たり	5 2 円 3 0 銭 (平成 3 1 年 3 月審査、4 月調定分から適用)
	県外分 1 件当たり	各国保連合会設定単価 (平成 3 1 年 4 月審査、5 月調定分から適用)
2 公費負担医療審査支払手数料	1 件当たり	9 4 円 (平成 3 1 年 4 月審査、5 月調定分から適用)
3 レセプト電算処理システム手数料	1 件当たり	6 8 銭

2 療養費審査手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 一般療養費審査手数料	国保 1件当たり	52円30銭 (平成31年3月審査、4月調定分から適用)
2 柔整療養費審査支払手数料	国保 1件当たり	52円30銭 (平成31年3月審査、4月調定分から適用)

3 共同電算処理委託手数料

(1) 共同電算処理委託手数料

- ・ 件数割 1件当たり 14円11銭×平成29年度事業年報の件数
- ・ 被保険者数割 1人当たり 39円21銭×平成29年度事業年報の年間平均被保険者数

(2) その他委託料

区 分	賦課基準	単 価	
1 乳幼児医療費助成手数料	1件当たり	32円	
2 出産育児一時金等支払事務費	1件当たり	210円	
3 退職者医療事業分担金	1人当たり	国で定める基準単価による	
4 海外療養費調査事務手数料	1件当たり 調査報告書(請求書)の発送を基準に消費税率が適用	(～9月)	(10月～)
(1) 再翻訳事務費		1件当たり	1件当たり
①診療内容明細書等		(1) ① 16,200円	(1) ① 16,500円
②①以外の添付書類		(1) ② 6,480円	(1) ② 6,600円
(2) 電話照会事務費		(2) 37,800円	(2) 38,500円
(3) 文書照会事務費		(3) 37,800円	(3) 38,500円
(4) 電話照会及び文書照会で取り下げた場合	(4) 21,600円	(4) 22,000円	
(5) 文書照会で医療記録等の参照による回答を得た場合の翻訳費用	(5) 6,480円	(5) 6,600円	

(3) オプション

(消費税別途)

項 目	賦課基準	単 価
1 医療費通知	1 世帯当たり	1 カ月分 4 4 円 6 0 銭
		2 カ月分 4 7 円 5 0 銭
		3 カ月分 5 3 円
2 後発医薬品利用差額通知	1 枚当たり	4 4 円 6 0 銭
3 後発医薬品利用差額通知コールセンター業務		保険者（全国）の被保険者数による 按分（実績割）

4 国保情報集約システム運用委託手数料

必要な経費の合計額（91,731,300 円） ÷ 平成 2 9 年度年間平均市町村被保険者数（503,244 人）
 ÷ 1 2 = 月単価被保険者 1 人当たり 1 5 円 1 9 銭

IV 介護保険に関する手数料等

1 介護給付費審査支払手数料（平成 3 1 年 4 月審査、5 月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 介護給付費審査支払手数料 (特例介護給付費含)	1 件当たり	6 3 円
2 介護予防・日常生活支援総合事業費審査 支払手数料	1 件当たり	6 3 円
3 公費負担医療等介護給付費審査支払手数料	1 件当たり	9 5 円

2 介護保険者事務共同処理手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 要介護認定更新支援処理手数料	1 件当たり	2 0 円 (平成 3 1 年 4 月通知分から適用)
2 償還払付額管理処理手数料	1 件当たり	6 3 円 (平成 3 1 年 4 月処理分から適用)
3 高額介護サービス費支給処理手数料	1 件当たり	2 0 円 (平成 3 1 年 4 月通知分から適用)
4 市町村特別給付等支払処理手数料	1 件当たり	6 3 円 (平成 3 1 年 4 月審査、5 月調定分から適用)

5 主治医意見書作成料支払処理手数料	1件当たり	50円 (平成31年4月処理分から適用)
6 認定調査委託料支払処理手数料	1件当たり	20円 (平成31年4月処理分から適用)

(消費税別途)

7 介護給付費通知作成処理手数料	1件当たり	35円 (平成31年4月処理分から適用)
8 共同処理保守業務手数料	1保険者当たり(年額) <small>※平成31年4月1日を 基準とするもの。</small>	100,000円 (平成31年4月処理分から適用)

※「8」については、高額医療・高額介護合算事務手数料が含まれるもの。

3 年金特別徴収経由機関事務手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 年金特別徴収経由機関事務手数料	第1号被保険者 1人当たり	6円38銭

V 障害者総合支援給付等に関する手数料

1 障害介護給付費等審査支払手数料(平成31年4月受付、5月調定分から適用)

区 分	賦課基準	単 価
1 障害介護給付費審査支払手数料	1件当たり	150円
2 障害児給付費審査支払手数料	1件当たり	150円

2 障害福祉サービス等に関する市町村事務共同処理手数料(平成31年4月受付、5月調定分から適用)

区 分	賦課基準	単 価
1 特例介護給付費審査支払手数料	1件当たり	150円
2 特例障害児給付費審査支払手数料	1件当たり	150円

VI 特定健診等データ管理システム手数料（平成31年3月受付、4月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 データ管理手数料	1件当たり（健診データ受信時に1回賦課）	200円
2 費用決済手数料	1件当たり（費用決済データ受信毎に賦課）	20円10銭
3 国保中央会手数料	1件当たり（データ受信毎に賦課）	37円24銭

VII 後期高齢者医療に関する手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 診療報酬審査支払手数料	県内分 1件当たり	59円 (平成31年3月審査、4月調定分から適用)
	県外分 1件当たり	各国保連合会設定単価 (平成31年4月審査、5月調定分から適用)
2 一般療養費審査手数料	1件当たり	59円 (平成31年3月審査、4月調定分から適用)
3 柔整療養費審査支払手数料	1件当たり	59円 (平成31年3月審査、4月調定分から適用)
4 電算処理受託手数料		契約に基づく金額による

平成31年度各種会計歳入歳出予算

詳細は [\(別紙総括表\)](#) のとおり

債務負担行為の設定

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成 11 年規則第 2 号）第 15 条の 6 の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内容		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源		一般 財源
						国・県支出金	その他	
1 介護保険・障害者総合支援システム導入業務について平成 32 年度（2020 年度）までに、19,745 千円を限度として支払うものとする。	千円 19,745		千円	平成 3 1 年度 （2019 年度） ～ 平成 3 2 年度 （2020 年度）	千円 19,745			千円 19,745